一般競争入札説明書

入札参加者は、この一般競争入札説明書のほか、「入札公告」及び「一般競争入札心得（委託関係/郵送等による方式）（以下「入札心得」という。）」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「設計図書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

１　入札に付する事項

(1)　委託名称

　　　大阪母子医療センター研究棟外壁・屋上防水改修工事設計業務

(2)　履行期間

　　　契約締結日から令和8年3月27日

(3)　履行場所

　　　和泉市室堂町840

大阪母子医療センター

(4)　契約責任者

　　　大阪母子医療センター　総長

２　入札公告等の交付等

　　「入札公告」及び「一般競争入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を入札に参加を希望する者（「入札参加希望者」という。）に対し、交付する。

(1)　入札公告等の交付

　　ア　交付期間

　　　「入札公告」による。

　 イ　交付方法

　　　　大阪母子医療センター（以下「医療センター」という。）のホームページからのダウンロードにより交付する。

　　　　なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、担当部署にて交付する。この場合の交付期間は上記アと同様とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

(2)　交付する入札公告等の内容

　 ア　入札公告

　 イ　一般競争入札説明書

　 ウ　申請書等提出要領

　 エ　入札参加資格確認申請書

　 オ　契約実績調書

　 カ　配置技術者調書

　 キ　契約実績に係る証明書

　 ク　委任状

３　予定価格等の公表

本入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表して行う。

**・予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）**

**＝3,752,000円**

**・最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）**

**＝2,889,000円**

４　入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

　　ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第３条第４項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　大阪府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5)　「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

５　入札参加資格審査の手続

　　入札参加希望者は、次のとおり入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための添付資料（以下「申請書類」という。）を郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。）により提出（以下「入札参加申請」という。）し、医療センターの確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者及び入札参加資格があると認められなかった者は、この入札に参加することができない。

(1)　入札参加申請

　　ア　提出期間

　　　　「入札公告」による。

イ　提出方法

　　　　郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

　　ウ　提出場所

　　　　「入札公告」による。

(2)　入札参加資格を確認するための添付資料は記載した指示に従い作成すること。

(3)　入札参加資格結果通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。（切手料金はＡ４判普通紙１枚と封筒分の重量とする。）

(4)　申請書類の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。

　　　なお、提出された申請書類は、返却しない。

(5)　郵送等の事故により、入札公告等で指定した場所・期限までに申請書類が到着しなかった場合、医療センターは一切の責めを負わない。

６　入札参加資格の審査及び審査結果の通知について

　　医療センターにおいて入札参加申請を受け付けた場合、遅滞なく入札参加資格の有無について審査を行い、その結果について、次に掲げるところにより入札参加希望者に対して通知する。

(1)　入札参加資格審査の結果は、入札参加資格結果通知書に(2)又は(3)のとおり記載し、入札参加希望者に送付することで通知する。

(2)　審査の結果、入札参加資格の確認ができた者には、「参加資格の有無」欄に「有」と記載した通知を行う。

(3)　審査の結果、入札参加資格の確認ができなかった者には、「参加資格の有無」欄に「無」と記載した通知を行う。

(4)　「参加資格の有無」欄に「無」と記載した場合は、その理由を付して通知する。

(5)　この資格の有効期限は、資格を付与された日から、この入札により契約者が決定される日までとする。

７　設計図書等の交付

　　６(2)の通知を受けた者に対し、仕様書、参考図書、契約書（案）、入札要領、入札心得等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり交付する。

(1)　交付期間

　　「入札公告」による。

(2)　交付方法

　　医療センターのホームページからのダウンロードにより交付する。

ただし、入札参加資格結果通知書とともに送付する設計図書等の開示用パスワードが必要となるため注意すること。

なお、 ホームページによるダウンロードが困難な場合は、担当部署へ電話連絡し、交付方法等を確認すること。

(3)　交付する設計図書等の内容

　　ア　入札要領

　　イ　入札心得

ウ　契約書（案）

　　エ　仕様書

　　オ　参考図書

　　カ　質問書

　　キ　開札傍聴申込書

　　ク　入札書

　　ケ　委託費内訳書

　　コ　入札書封筒様式

　　サ　大阪府暴力団排除条例及び大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領の一部改正に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

　　シ　入札辞退届

(4)　設計図書等は本入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

８　設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問の提出及び回答の受領は６(2)の通知を受けた者のみが行うことができる。

(1)　質問書の提出

　 ア　質問受付期間

　　　 「入札要領」による。

　 イ 質問方法

　　　 「質問書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して送付すること。提出先は、「入札要領」による。

なお、電子メール以外の方法（持参、郵送、電送及び電話等）によるものは受付けない。

(2)　質問に対する回答

　 ア　回答日

　　　 「入札要領」による。

　 イ　回答方法

　　　 質問のあった場合のみ、電子メールで６(2)の通知を受けた者すべてに送付する。

９　入札書等の提出

　　入札参加者は、次のとおり入札書に必要事項を記入し、記名押印したうえで入札書用封筒に封かんし、委託費内訳書、入札参加資格結果通知書（写し可）及び切手を貼付した入札結果通知書送付用封筒（以下「入札書等」という。）を郵送用封筒に同封して郵送等により提出するものとする。

(1)　入札書等の提出期間

　「入札公告」による。

(2)　入札書等の提出方法

　 郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

(3) 入札書等の提出場所

　　「入札公告」による。

(4)　その他

　　ア　入札書及び入札書封筒に記載する日付は開札日とする。

イ　入札書は、封かんしなければならない。この封筒の表に会社の所在地、会社名、代表者

名、委託名称を記入し、押印しなければならない。

　　ウ　入札結果通知書送付用封筒には返送先を明記し、返信用切手を貼ること。（切手料金はＡ４判普通紙１枚と封筒分の重量とする。）

　　エ　入札書等の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、入札参加者の負担とする。

なお、提出された入札書等は、返却しない。

　　オ　郵送等により提出した入札書の書換え、引換えまた撤回をすることはできない。

　　カ　郵送等の事故により、入札公告等で指定した場所・期限までに入札書等が到着しなかった場合、医療センターは一切の責めを負わない。

10　入札の辞退

(1)　入札参加者は、入札書等の提出前であれば入札を辞退することができる。ただし、一旦辞

退した場合はそれを撤回することはできない。

(2)　入札を辞退するときは、入札辞退届を速やかに郵送等により送付するものとする。持参及び電送による提出は受け付けない。

(3)　入札公告等で指定した場所・期限までに入札書等が到着しない場合、入札を辞退したものとみなす。

(4)　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。

11　委託費内訳書の提出

(1)　入札に際して、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を９のとおり提出すること。

(2)　提出する委託費内訳書は、自らの責任で積算したものであること。

(3)　入札書提出時に委託費内訳書を提出しない者が提出した入札書は無効とする。

(4)　委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるのであり、記載内容について入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

12 入札金額

(1)　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札保証金等

(1)　入札保証金は免除する。

(2)　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の２に相当する金額を医療センターに支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

　 ア　大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

イ　大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表６（安全管理措置）(２)イの規定により入札参加停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

ウ　代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

　 エ　死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けるため契約を締結しない場合

14 入札執行（開札）の日時及び場所

(1)　日時

「入札公告」による。

(2) 場所

　　「入札公告」による。

15　開札の立会及び傍聴

(1)　開札は、入札参加者からあらかじめ医療センターが選定した入札立会人２者と当該入札事務に関係のない医療センター職員の立会いの上、行うものとする。

(2) 入札立会人は、入札参加者の中から２者選定する。なお、選定は非公開とする。

　　ア　入札立会人として選定された入札参加者には「入札立会人依頼状」を送付する。

イ　入札参加者から選定された入札立会人は、代理人をもって立会いさせることができる。この場合、「入札立会人委任状」に記名・押印の上、入札執行時に提出するものとする。

　ウ　入札立会人は、以下の事項を含む入札執行の公正性について確認するものとする。

1. 入札執行調書と送付された封筒について
2. 指定封筒の封かんについて
3. 失格札または無効札について
4. 開札状況・落札の決定について

　　エ　入札立会人は、やむを得ない場合を除き、辞退できない。やむを得ない事情により辞退

する場合は、入札執行日の前日までに理由を明記した書面を担当部署に提出するものとする。

　　オ　入札立会人が辞退した場合、当該入札事務に関係のない医療センター職員が入札立会人を務める。

　　カ　入札立会人は、当該入札後、公正かつ適正な入札であったことを確認するため、別に定

める「入札経過書」に確認の署名・押印をするものとする。

(3)　入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、開札に関する意見や発言等は認め

ない。

　　ア　傍聴を希望する場合は、「開札傍聴申込書」に必要事項を記入の上、入札当日に入札会場に持参すること。

　　イ　入札会場への入室は、各入札参加者１名のみとする。

16 入札の無効

期限までに申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行なった者のした入札並びに入札公告等及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

医療センターにより入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入

札時点において入札参加資格を満たさない者のした入札は無効とする。

　なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

17　落札者の決定方法

　　落札者の決定は予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

　　落札となるべき価格と同額の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定する。このとき、入札立会人が該当していればその者がくじを引き、該当しない場合は当該入札事務に関係のない医療センター職員にくじを引かせて落札者を決定する。

18　誓約書の提出の確認

　　落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、医療センターに提出すること。

19　契約書等に関する事項

(1)　契約書類は、落札者あて電子メールで送信する。

(2)　落札者は、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内（休日を除く）に医療センターに契約書及び18に定める誓約書（以下19において「契約書等」という。）を提出すること。

(3) (2)の期間内に契約書等の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。

(4)　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

　　ア　暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められる場合。

　　イ　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

　　ウ　大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合。

(5)　落札者が契約を締結しないとき、又は(3)若しくは(4)の規定により医療センターが契約

を締結しないときは、13(2)に定める違約金を医療センターに支払わなければならない。この場合、医療センターは一切の責めを負わない。

20 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の５以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

　 ア　地方独立行政法人大阪府立病院機構が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券

　　イ　地方独立行政法人大阪府立病院機構が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

(2)　(1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

ア　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100 分の５以上）を締結したとき。

イ　債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約金額の100 分の５ 以上）を締結したとき。

21　その他

(1)　入札に参加するための費用は、入札参加申込書等の提出者の負担とする。

(2)　入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための添付資料に虚偽の記載をした者（以下「虚偽記載をした者」という。）には、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、虚偽記載をした者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(3)　入札参加資格審査の結果の通知後、入札参加資格を失う事由が確認された場合は、入札参加資格を取り消すことがある。

(4)　入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。